**消費税を考える**

2016年6月8日

船戸　明

**１．税率引き上げの再延期**

（１）H26年11月とH28年6月

　　　・微妙な空気の違い

　　　・「どっちにしたって無駄なものは買わない」

　　　・H28/6/6　日経MJ

　　　　　増税延期をどう受け止めているか？「支持する55.1%」

増税延期で今後の支出は変化するか？「変わらない81.7%」

　　　　　増税は遅かれ早かれある／将来への不安が増した

（２）言葉の軽さ

　　　・H26/11記者会見

「来年10月の引き上げを18カ月延期し、そして18カ月後、さらに延期するのではないかといった声があります。再び延期することはない。ここで皆さんにはっきりとそう断言いたします。平成29年４月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく確実に実施いたします。３年間、３本の矢をさらに前に進めることにより、必ずやその経済状況をつくり出すことができる。私はそう決意しています」。

　　　・H28/6記者会見

　　　　「私は、世界経済の将来を決して「悲観」しているわけではありません。しかし、「リスク」には備えなければならない。今そこにある「リスク」を正しく認識し、「危機」に陥ることを回避するため、しっかりと手を打つべきだと考えます。

　　　　　・・（中略）・・

「再延期する」という私の判断は、これまでのお約束とは異なる「新しい判断」であります」。

（３）2年半後の予測

　　　・税率引き上げ：可能性10%

　　　ガバナンス意識の芽生え＝リスクに備えるのは平時。平時に出来ないことは、有事に出来ない。

　　　10%は「不安の蓄積」分。

・軽減税率：可能性0

もともと、逆進性緩和に大きな効果なし

事務処理が異様に煩雑

　ex：ニジマス釣り

　　　　入場料　100円

　　　　釣ったマス10匹　2000円（重さ換算）

　　　　内2匹はその場で焼いてもらって食べ、8匹持ち帰り

　　　　焼き賃　200円

**２．消費税の歴史に学ぶ**

（１）参考文献

『税の攻防』（文藝春秋、岸宣仁さん、1998）

『税制改正五十年－回顧と展望－』（大蔵財務協会、水野勝さん、2006）

『移行期的混乱　経済成長神話の終わり』（筑摩書房、平川克美さん、2010）

『「消費税の軽減税率」完全解説』（税研、太田達也さん、2016）

（２）何に税をかけるか

　　　・所得

　　　・資産

　　　・消費

（３）成長率の推移と社会構造の変化

56-73平均9.1%

（社会実績データ図録より）

（４）具体的な流れ

　　　・年表にて

**３．人の失敗に学ぶ**

（１）税理士職業賠償責任保険

・2014年度税目別支払件数

　　消費税：135件、41.2%

　　所得税：76件、23.2%

　　法人税：73件、22.3%

　　相続税：21件、6.4%

　　贈与税：13件、4.0%

・消費税135件の内訳

　　簡易課税選択届出書提出失念：11件

　　簡易課税不適用届出書提出失念：40件　③

　　課税事業者選択届出書提出失念：28件　①

　　課税事業者選択不適用届出書提出失念：2件

　　簡易課税誤選択：4件

　　課税事業者誤選択：3件

　　その他：47件　②④⑤

（２）具体的事故事例

①課税事業者選択届出書提出失念

「税理士は、平成25年1月22日に設立された依頼者と平成25年3月に税務顧問契約書を締結した。その際に依頼者から提示された試算表の資本金の額が2億円であったことから、設立事業年度より消費税の課税事業者であると税理士は思い込み、設立事業年度に設備投資をする相談を受けていたにもかかわらず、依頼者の設立時の資本金の額を確認しないまま、課税事業者として消費税の還付申告書を提出した。

　　その後、所轄税務署より免税事業者であるとの連絡を受け、確認したところ設立時の資本金の額が10万円であることが判明した。税理士が設立時の資本金の額を確認していれば「課税事業者選択届出書」を提出し、消費税の還付が可能であったとして、依頼者から損害賠償請求を受けた。」

　　　②納税義務判定誤り

　　　「税理士は依頼者（協同組合）から事業分量配当金を支払った資料を入手しており、法人税の申告書に協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書を添付していた。しかし、平成17年3月期及び平成19年3月期から平成21年3月期の消費税の納税義務判定に際し、基準期間における課税売上高から協同組合等が組合員等に課税資産の譲渡等の分量等に応じて支払った事業分量配当金を、売上に係る対価の返還等として控除することを失念し、基準期間における課税売上高が1千万円超の納税義務者と判断した。

　　　　　事業分量配当金を基準期間の課税売上高から控除していれば、課税売上高が1千万円以下であり依頼者は免税事業者として消費税の納税義務は無かった。」

　　　③簡易課税選択不適用届出書提出失念

　　　「平成26年5月期の消費税につき、売電事業の設備投資に係る消費税の還付を受けようとしたが、過去に提出された「簡易課税制度選択届出書」の効力により還付を受けることができなくなってしまった。これにより、還付不能額につき損害が発生した依頼者より損害賠償請求を受けた。」

　　　④有利不利判断ミス

　　　「平成25年7月、税理士は、依頼者の消費税確定申告について翌期の事業計画を考慮すれば翌期は個別対応方式が大幅に有利となることが明らかであったにも拘わらず、説明、検討、確認をすることなく一括比例配分方式適用の確定申告書を作成提出した。

　　　　　平成26年7月、税理士は決算作業の際、一括比例配分方式適用による過誤に気付き、依頼者に過誤内容を説明したところ、損害賠償請求を受けた。」

　　　⑤簡易課税業種区分誤り

　　　「依頼者の課税売上高には、物販販売に該当する第2種売上に該当するものが含まれていたにもかかわらず、全て第5種事業として申告したため過大納付消費税が発生した。税理士が、依頼者の売上の中には第2種事業に該当する売上があることを確認し、依頼者へ区分経理を指導していたならば過大納付は発生しなかったとして、過大納付税額について損害賠償請求を受けた。」